広島県告示第二百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年二月二十七日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

所在地	広島県尾道市美ノ郷町白江、同市美ノ郷町三成及び同市美ノ郷町本郷地内												
土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域												
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
白江（二一二四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	白江（二一二四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	木舟（一〇〇七一―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松岡Ａ（一七六七―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松岡Ａ（一七六七―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
才原（二一二六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	才原（二一二六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	木舟（一〇〇七一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松岡Ａ（一七六七―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松岡Ａ（一七六七―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木舟（一〇〇七一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	木舟（一〇〇七一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	木舟（一〇〇七一―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松岡Ａ（一七六七―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松岡Ａ（一七六七―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木舟（一〇〇七一―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	木舟（一〇〇七一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松岡Ａ（一七六七―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松岡Ａ（一七六七―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり			
才原（二一二六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	才原（二一二六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松岡Ａ（一七六七―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松岡Ａ（一七六七―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり			
白江（二一二四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	白江（二一二四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松岡Ａ（一七六七―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり						

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。